

中川事務所新聞

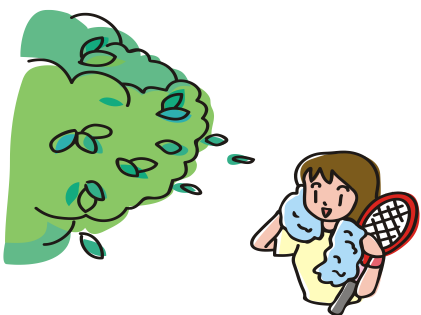
第 1 3 4 号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【建設業の人材確保・育成に向けて】

国土交通省・厚生労働省の連携によるH27年度の表記施策が発表されました。

- 1. 魅力ある職場づくり
 - ・ 社会保険未加入対策の推進
 - ・ 適切な賃金水準の確保や雇用管理の知識習得・向上の推進
 - ・ 雇用管理に資する助成制度の活用促進
 - ・ 現場の安全管理の徹底
- 2. 人材確保施策
 - ・ 若年者等の建設分野への入職促進
 - ・ 女性の活躍促進
- 3. 人材育成施策
 - ・ 地域における元請・下請、関



係団体、教育機関等の連携による人材育成策の推進等

・ 事業主による人材育成の促進

これらの大まかな方向性は二つ。まずは不良・不適格業者の排除（社会保険未加入、現場の安全管理等）。そして、やる気のある業者への支援（助成金等）です。事業の鉄則は大きな流れに逆らわないこと。その流れを読み間違えないように気を付けましょう。

【中小行施策利用ガイドブック】

中小企業庁からH27年版の表記ガイドブックが発行されました。今年度実施予定の施策が網羅されています。主な内容は、経営・金融・財務等の分野における融資や助成金等の支援策について書かれています。利用できるものは上手に取り込んで経営に役立ててみてはいかがでしょうか？

【お知らせ】

先日行われた兵庫県行政書士会姫路支部の定時総会において、副支部長に任命されました。これで3期目になりますが、引き続き業界の発展にも尽力したいと思います。

【5月の事務予定】

- ・ 5月決算法人期末実地棚卸
- ・ 2月決算建設業決算変更届
- ・ 3月決算法人確定申告&納税
- ・ 9月決算法人中間申告&納税
- ・ エアコンフィルター掃除
- ・ GW休みボケ解消



知ってお得！？法律雑学

Q. 高校生の息子が煙草を吸っているところを見つかりました。どんな罰を受けますか？

A. 未成年者喫煙防止法では、20歳未満の者が煙草を吸うことを禁じています。これに違反した未成年者に対しては、行政処分として煙草やライター

を没収されます。そしてこの法律に定められている罰を受ける者は、親権者・未成年者を監督する者・販売者・販売させた法人の代表者や従業員とされています。つまり、煙草を吸った未成年者が罰を受けることはありません。

煙草を吸う息子を放任していると、親であるあなたが逮捕されるかもしれませんよ。



経営談義

【実行力】

日本航空（JAL）の業績を劇的に改善させた稲守和夫氏は、ビジネス界では超有名な方です。先日、この稲守氏の手足となってJAL再建を陣頭指揮した兵頭賢氏の話の直接伺う機会を得ました。

会社の業績を良くする方法そのものは、それほど複雑なものではなく、むしろ単純明快なものです。私自身はいつもそれを「当たり前のことを、当たり前」と表現しています。兵頭氏から聞いた話においても、JAL再建現場で実施

したことはそれと同様で、私を含め誰が聞いても目新しいことはありません。

手法に違いがないならば、結果の違いは何によって生じるのか？これも答えは簡単で、要するに「やる」か「やらない」かです。では、簡単な手法で、なおかつやることの重要性も分かっているのに、実際には実行されることなく時間だけが過ぎていくのは何故なのか？それは仕組みの問題だといえるでしょう。

兵頭氏が挙げた具体例によると、各担当部門の部長は毎週一回全員集合して自部門の計画と実績の発表をする。計画通りにいかなかった場合はその原因を説明する。会議には部長単独で出席する、つま

り、自部門のことは自らすべてを把握しておく。

他にもいくつか具体例の説明がありましたが、すべてに共通していたのは何が何でも決めたことを実行するための拘りでした。

では、私たち小規模企業の場合はどうなのでしょう？伝達経路の短さはJALとは比較にならず、社長の影響力も絶大です。つまり、実行力に拘れば、JALよりも簡単に素早く業績が改善できるのではないのでしょうか。



四月月上旬に東京に行った時、靖国神社 千鳥ヶ淵 皇居の桜並木を歩いて通り抜けました。あまりの景色の美しさに気分を良くして東宮御所の門をくぐるうとしたところ、皇宮警察官に呼び止められてボディチェックと荷物検査をされました。はつきり言って私より怪しい人はいくらでもいるのに私だけが何故？テロリストにでも見えたのでしょうか？

丹波市の天台宗白毫寺で百メートル以上続く藤棚を見てきました。その景色は圧巻で、辺り一面に藤の花の香りが漂っていてとても気持ちのいい所でした。

あじぎや

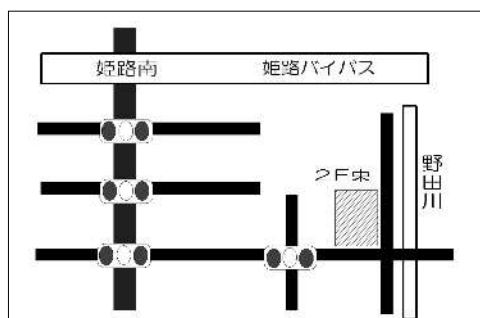
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp